

# 奈良市公報

第93号

令和5年4月3日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月	日	番号	件名	主管
3	3	8	奈良市公報号外第15号に掲載	土木管理課
3	6	9	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課

### 告 示

月	日	番号	件名	主管
3	1	71	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
3	1	72	収納事務の委託	市民課
3	1	73	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	1	74	放置自転車等の保管	環境政策課
3	2	75	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	3	76	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
3	3	77	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	3	78	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	6	79	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3	6	80	奈良市公報号外第16号に掲載	農業委員会事務局
3	6	81	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
3	9	82	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
3	9	83	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	9	84	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	10	85	住居番号の設定	市民課
3	10	86	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
3	10	87	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	10	88	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
3	10	89	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課

3	10	90	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
3	10	91	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
3	10	92	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
3	13	93	放置自転車等の保管	環境政策課
3	14	94	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	14	95	奈良市公報号外第16号に掲載	子育て相談課
3	15	96	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3	15	97	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
3	15	98	放置自転車等の保管	環境政策課
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	1	11	奈良市公報号外第17号に掲載	給排水課
3	1	12	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
3	1	13	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	2	14	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	7	15	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
3	9	16	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	1	3	臨時教育委員会の開催	教育政策課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	1	1	選挙権を有する者の50分の1の数等	
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	7	3	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第71号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。  
令和5年3月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町 2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町 2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原 裕貴	奈良みあとクリニック	大安寺町 514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

和田 隆昭	和田内科外科 医院	六条緑町三丁目 8-48	○	○	○	○	○						○	○	○
-------	--------------	-----------------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---

和田 隆昭	和田内科外科 科医院	六条緑町三丁目 8-48		○		○	○								
-------	---------------	-----------------	--	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。  
(令和5年3月1日揭示済)

奈良市告示第72号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
令和5年3月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB16階 パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部 本部長 藤原 理絵	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 個人番号カード再交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 電子証明書発行手数料

2 委託の期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(令和5年3月1日揭示済)

**奈良市告示第73号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月1日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
福祉用具嚮	奈良県奈良市七条西町一丁目65番1号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	令和5年 2月1日
えのき株式会社	奈良県大和郡山市九条町604番地6	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	
リハビリデイサービスアイリスアップ	奈良県奈良市法蓮町632-2	居宅 通所介護	令和5年 2月1日
株式会社アイリス	奈良県奈良市法蓮町632-2		
ぐっどデイサービス	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号ききょう富雄ビル3F	地域密着型通所介護	令和5年 2月1日
株式会社ききょう	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号		
ないすデイサービス	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号ききょう富雄ビル4F	地域密着型通所介護	令和5年 2月1日
株式会社ききょう	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号		
あすならホーム今小路安心ケアシステム	奈良県奈良市今小路町29-1	定期巡回随時対応型訪問介護看護	令和5年 2月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
和デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅 通所介護	令和5年 2月1日
株式会社R&M	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		

(令和5年3月1日掲示済)

**奈良市告示第74号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和5年2月27日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年3月1日揭示済）

**奈良市告示第75号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下御門町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下御門町7番地	奈良市下御門町3番地の1
代表者の氏名 及び住所	吉田 勝紀 奈良市下御門町7番地	細田 尚博 奈良市下御門町3番地の1

2 変更の年月日

令和5年2月2日

（令和5年3月2日揭示済）

**奈良市告示第76号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104598	居宅介護支援	特定非営利活動法人 おちゃわんで一す	京都府京田辺市草 内鐘鉦割42-1-1- 508号	菜の花居宅介護 支援事業所	奈良市椿井町53- 2

（令和5年3月3日揭示済）

**奈良市告示第77号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970100794	訪問介護	医療法人輝峰会	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番8号	医療法人輝峰会 介護支援かがやき	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番8号
2970106353	訪問介護	特定非営利活動法人 おちゃわんでーす	京都府京田辺市草内鐘鉦割42-1-1-508号	なでし子	奈良市椿井町53-2

(令和5年3月3日揭示済)

### 奈良市告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和5年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970104267	地域密着型 通所介護	特定非営利活動法人 おちゃわんでーす	京都府京田辺市草内鐘鉦割42-1-1-508号	あんぱん	奈良市椿井町53-2

2 廃止年月日 令和4年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970101388	地域密着型 通所介護	有限会社ブリーアン	奈良市法蓮町973-1	総合在宅介護センターきらり	奈良市石木町41-1

(令和5年3月3日揭示済)

### 奈良市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月6日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
てらだ歯科	奈良県奈良市神功五丁目5-10 マスダビル3F	令和4年 12月22日

(令和5年3月6日揭示済)

### 奈良市告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199160	(介護予防)訪問看護	株式会社E-STEP	大阪府大阪市中央区安堂寺町一丁目3番13号谷町りおかビル5F	訪問看護ステーションベア	奈良県奈良市三条大路二丁目3番39号シティハイム藤本103

(令和5年3月6日揭示済)

**奈良市告示第82号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
河崎 健		あんま	令和5年1月31日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市七条西町一丁目3番14号		
河崎 健		はり・きゅう	令和5年1月31日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市七条西町一丁目3番14号		

(令和5年3月9日揭示済)

**奈良市告示第83号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
河崎 健		あんま	令和5年2月1日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市角振町26番地いせやビル410		
河崎 健		はり・きゅう	令和5年2月1日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市角振町26番地いせやビル410		
森田 恵子		あんま	令和5年2月1日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市角振町26番地いせやビル410		
森田 恵子		はり・きゅう	令和5年2月1日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市角振町26番地いせやビル410		

(令和5年3月9日揭示済)

**奈良市告示第84号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年 3月1日
訪問看護 ステーションペア	奈良県奈良市三条大路二丁目 3番39号シティハイム藤本103		
株式会社E-STEP	大阪府大阪市中央区安堂寺町 一丁目3番13号谷町もりおかビ ル5F		

(令和5年3月9日掲示済)

### 奈良市告示第85号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
大森西町16番10号	恋の窪一丁目13番6号
菅野台11番13号	平松二丁目5番17号
学園朝日町9番10-2-室番号	あやめ池南八丁目3番36-1号
西大寺赤田町一丁目4番27号	五条二丁目6番17号
若葉台二丁目10番12号	四条大路五丁目5番41-2号
四条大路三丁目3番8-2号	西大寺東町一丁目3番22号
若葉台四丁目6番7号	西大寺東町一丁目3番2号
西大寺芝町二丁目2番18号	六条三丁目13番17号
藤ノ木台三丁目19番15号	宝来二丁目22番5号
西大寺北町二丁目3番5号	富雄川西一丁目23番7号
帝塚山四丁目3番24号	平松五丁目3番13号
あやめ池南八丁目5番9-2号	
六条三丁目11番4号	
帝塚山四丁目13番24号	
大森西町22番7号	
大安寺七丁目9番19-室番号	
大森西町13番30号	
西登美ヶ丘一丁目5番26号	
西登美ヶ丘二丁目6番6号	

(令和5年3月10日掲示済)

### 奈良市告示第86号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和5年3月8日から適用する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。



予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則（以下「令和4年12月改正前省令附則」という。）第7条第1項第1号に規定する方法）	初回接種（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。）	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和6年3月31日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（令和4年12月改正前省令附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和3年12月1日から令和6年3月31日まで	
		第二期追加接種（令和4年12月改正前省令附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	令和4年5月25日から令和6年3月31日まで	
	コミナティ筋注5～11歳用（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法）	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から令和6年3月31日まで	
		第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者	令和4年9月6日から令和6年3月31日まで	
	ヌバキソビッド筋注（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定する方法）	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和6年3月31日まで	
		令和四年秋開始接種（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）	12歳以上の者	令和4年11月8日から令和6年3月31日まで	
	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用（令和4年12月	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5	令和4年10月24日から令和6年3月31日ま	

	改正前省令附則第7条第1項第5号に規定する方法)		歳未満の者	で	
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和6年3月31日まで	
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年11月28日から令和6年3月31日まで	
	コミナティ筋注5~11歳用(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	5歳以上12歳未満の者	令和5年3月8日から令和6年3月31日まで	
	コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和6年3月31日まで	
	コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月13日から令和6年3月31日まで	

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受け

た者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

(令和5年3月10日掲示済)

**奈良市告示第87号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があつたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があつた事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
(区域)	奈良市南登美ヶ丘1-2から南登美ヶ丘1-25までの区域。同2-1から同2-18までの区域。同3-1から同3-6までの区域。同4-1から同7-1までの区域。 鶴舞西町2-25から鶴舞西町2-20までの区域とする。	奈良市南登美ヶ丘1-2から南登美ヶ丘1-25までの区域。同2-1から同2-5までの区域。同3-1から同3-6までの区域。同4-1から同7-1-2までの区域。 鶴舞西町2-25から鶴舞西町2-20までの区域。

2 変更の年月日

令和5年2月12日

(令和5年3月10日掲示済)

**奈良市告示第88号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年2月28日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950171120	一般社団法人ライフェビデンス	631-0013	奈良県奈良市中山町西四丁目561番2	キッズステーションアウル	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目3番7号10-106	児童発達支援、放課後等デイサービス

(令和5年3月10日掲示済)

**奈良市告示第89号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年8月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100571	合同会社イノベイト	630-8135	奈良市大安寺西三丁目8-14	イノベイト	630-8441	奈良県奈良市神殿町327-2 ジュネス神殿203号、205号、	共同生活援助

						208 号、213 号、218 号	
--	--	--	--	--	--	-------------------	--

2 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103916	株式会社 エフリング	003-0026	北海道札幌市白石区本通六丁目南 1 番 8 号	ジョブタス奈良三条通り事業所	630-8244	奈良県奈良市三条町 472 番地木のうたビル 1 階	就労継続支援 B 型

3 廃止年月日 令和 5 年 3 月 7 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102496	株式会社 てるてる・ぼうず	630-8306	奈良県奈良市紀寺町 684 メゾン紀寺 4	てんきになあれ。	630-8306	奈良県奈良市紀寺町 684 メゾン紀寺 4	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

(令和 5 年 3 月 10 日揭示済)

### 奈良市告示第 90 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 3 月 10 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101597	株式会社 SHARA	630-8144	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16	訪問介護事業所 SHARA	630-8144	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16	行動援護	令和 11 年 1 月 31 日
2910102611	株式会社 樹輝	630-8133	奈良県奈良市大安寺三丁目 3 番 15 号 -105	ケアサポートなな	630-8133	奈良県奈良市大安寺三丁目 3 番 15 号 -105	居宅介護、重度訪問介護	令和 11 年 1 月 31 日

(令和 5 年 3 月 10 日揭示済)

### 奈良市告示第 91 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 3 月 10 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 3 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103973	株式会社 HSS	070-0037	北海道旭川市七条	ジョブタス奈良三	630-8244	奈良県奈良市三条	就労継続支援 B 型	令和 11 年 2 月 28 日

			通七丁目 33番地15	条通り事 業所		町472番 地木のう たビル1 階		
2910103981	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市柚ノ 川町50番 地の1	RIKUGO の森	632-0112	奈良県奈 良市針ヶ 別所町135	就労移行 支援、就 労継続支 援B型	令和11年 2月28日
2910103999	合同会社 ほほえみ	630-8357	奈良県奈 良市杉ヶ 町35-2中 田ビル201 号	てのひら	630-8305	奈良県奈 良市東紀 寺町二丁 目10-13	生活介護	令和11年 2月28日
2910103999	合同会社 ほほえみ	630-8357	奈良県奈 良市杉ヶ 町35-2中 田ビル201 号	就労支援 センター いっぽ	630-8305	奈良県奈 良市東紀 寺町二丁 目10-13	就労継続 支援B型	令和11年 2月28日
2910104005	ポシブル 医科学株 式会社	577-0033	大阪府東 大阪市御 厨東二丁 目1-6	ポシブル 春日野	630-8211	奈良県奈 良市雑司 町368-2	生活介護	令和11年 2月28日
2920100654	一般社団 法人回復 支援の会 奈良	639-1058	奈良県大 和郡山市 矢田町 4163	モーニン ググロー リー	631-0033	奈良県奈 良市あや め池南一 丁目4-14	共同生活 援助	令和11年 2月28日

(令和5年3月10日揭示済)

**奈良市告示第92号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和5年3月10日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和5年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100728	株式会社 樹輝	630-8133	奈良県奈 良市大安 寺三丁目3 番15号- 105	ケアサポ ートなず な	630-8133	奈良県奈 良市大安 寺三丁目3 番15号- 105	計画相談 支援	令和11年 1月31日

(令和5年3月10日揭示済)

**奈良市告示第93号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和5年3月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年3月13日揭示済）

### 奈良市告示第94号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

（令和5年3月14日揭示済）

### 奈良市告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
しき地診療所	奈良県奈良市佐保台一丁目3571-208	令和5年 1月31日

まさき歯科医院	奈良県奈良市大安寺三丁目9番11号	令和5年 1月31日
薬局タケダ あやめ池店	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1-41 クリエイトあやめ池1階	令和4年 12月31日
ひかり薬局 大宮店	奈良県奈良市二条大路南一丁目2番21号モンシャトー101号室	令和5年 1月29日

(令和5年3月15日揭示済)

**奈良市告示第97号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
しき地診療所	奈良県奈良市佐保台一丁目3571番地の208	令和5年 2月1日
大安寺あかり歯科クリニック	奈良県奈良市大安寺三丁目9番11号	令和5年 2月1日
薬局タケダ あやめ池店	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1番48号1F	令和5年 1月1日
ひかり薬局 大宮店	奈良県奈良市大安寺町514番地PAKETテラス1階C-2号室	令和5年 1月30日

(令和5年3月15日揭示済)

**奈良市告示第98号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和5年3月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年3月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年3月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年3月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
学園緑ヶ丘二丁目2838-1	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
敷島町二丁目	②	分流	
中山町1437-1他	③	分流	
登美ヶ丘五丁目1023-21	④	分流	
秋篠町8-1他	⑤	分流	
敷島町一丁目1637-1の一部他	⑥	分流	
六条二丁目879-1の一部	⑦	分流	
四条大路二丁目816-4他	⑧	分流	
秋篠町816の一部	⑨	分流	
神殿町599-1	⑩	分流	

位置図省略

(令和5年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
三和管工 株式会社	代表取締役 田島万作	大阪府東大阪市西堤楠町三丁目9番26号	令和5年2月2日

(令和5年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日



株式会社 アプライ	代表取締役 湯淺美栄	大阪府富田林市錦織南一丁目 35 番 45 号	令和 5 年 2 月 2 日
-----------	------------	-------------------------	----------------

(令和 5 年 3 月 2 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 15 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 3 月 7 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
今北建設	代表者 今北 逸雄	奈良市上深川町 193 番地	令和 5 年 3 月 3 日

(令和 5 年 3 月 7 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 16 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 3 月 9 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
石橋興産 株式会社	代表取締役 石橋千廣	奈良市芝辻町四丁目 1 番 9	令和 5 年 3 月 7 日

(令和 5 年 3 月 9 日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第 3 号**

令和 5 年 3 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 1 日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和 5 年 3 月 2 日（木） 午後 2 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第 40 号 令和 5 年 4 月奈良市立学校管理職人事について

傍聴受付は、開催日の午後 1 時から午後 1 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 5 年 3 月 1 日揭示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第1号**

令和5年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年3月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,995人

6分の1の数 49,952人

3分の1の数 99,903人

(令和5年3月1日揭示済)

**農 業 委 員 会****奈良市農業委員会告示第3号**

奈良市農業委員会令和5年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年3月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

**1 日時**

令和5年3月14日（火） 午後2時30分

**2 場所**

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟 地下1階 地下会議室

**3 審議案件**

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (7) 許可の取消について
- (8) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (10) 知事許可について

(令和5年3月7日揭示済)